

介護保険 主治医意見書作成料請求書

			年			月分
--	--	--	---	--	--	----

保険者番号						
-------	--	--	--	--	--	--

被保険者	被保険者番号										
	(フリガナ)										
	氏名										
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女				
		年		月		日					

請求医療機関	事業所番号										
	事業所名称										
	〒										
	所在地										
	電話番号										

作成依頼日			年			月			日	依頼番号								保険者確認	※
意見書作成日			年			月			日	意見書送付日			年			月			日

※印の欄は記入しないでください

意見書作成料	種別	1. 在宅	2. 施設	1. 新規	2. 継続	金額					円
--------	----	-------	-------	-------	-------	----	--	--	--	--	---

診断・検査費用	内訳		点数			摘要						
	診断											
検査	胸部単純X線撮影											
	血液一般検査											
	血液化学検査											
	尿中一般物質定性・半定量検査											
合計					点数合計×10円							円

請求額	意見書料					円
	診断・検査費用					円
	消費税					円
	合計					円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性・半定量検査

介護保険 主治医意見書作成料請求明細

意見書の作成月をご記入ください。

令和			年			月			分
保険者番号	4	5	2	0	5	2			

対象者の方の情報をご記入ください。

被保険者	被保険者番号										
	(フリガナ)										
	氏名										
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女				
				年		月		日			

請求医療機関	医療機関番号										
	医療機関名称										
	〒										
	所在地										
	電話番号										

患者さんに依頼された日付をご記入ください。

作成依頼日	令和			年			月			日	依頼番号	記載不要				保険者確認	※				
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書送付日	令和			年			月			日

意見書を記入した日付をご記入ください。

意見書作成料	種別	① 在宅	2. 施設	① 新規	2. 継続	金額	5	0	0	0	円
--------	----	------	-------	------	-------	----	---	---	---	---	---

		内訳	点数	摘要					
診断・検査費用	診断								
	検査	胸部単純X線撮影			「在宅・施設」「新規・継続」のいずれか該当する区分の番号に○をつけてください。また、金額欄に下表の該当する金額をご記入ください。 (在宅・新規:5,000円、在宅・継続:4,000円、施設・新規:4,000円、施設・継続:3,000円)				
		血液一般検査							
		血液化学検査							
		尿中一般物質定性・半定量検査							
合計				点数合計×10円					円

※印の欄は記入しないでください

請求額	意見書料		5	0	0	0	円
	診断・検査費用						円
	消費税			5	0	0	円
	合計		5	5	0	0	円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性・半定量検査